

契約事務における最低制限価格の設定誤りについて

1. 概 要

海陽町では、工事等の入札時に最低制限価格制度を導入しています。令和4年5月1日に最低制限価格の算定率を改定しましたが、令和5年6月29日の入札において、改定した算定率がシステムに反映されていないことが判明いたしました。そこで最低制限価格を設けない入札については有効とし、最低制限価格を設定している入札については、算定率を改正した上で、再度入札を行うことといたしました。

2. 調査結果

最低制限価格の算定率の改定があった令和4年5月1日以降に行った入札の案件のうち対象となる44件を調査したところ、落札結果に影響のあったものは10件であることが判明いたしました。

3. 原 因

令和4年5月1日に最低制限価格の算定率の改定を行いました。改定した算定率についてシステム保守業者への報告漏れによりシステムに反映されていなかったことが原因です。

4. 対 応

最低制限価格の設定誤りにより落札結果に影響があった案件については、8件が工事を完了しています。また残る2件についても既に工事着手していることから工事を継続することとします。

5. 再発防止

今回の事態を重く受け止め、今後このような事態がないよう最低制限価格を複数の職員でチェックするなど、再発防止に向けて適切な事務の徹底を行っていきます。

6. 問い合わせ先

海陽町行革政策課

Tel 0884-73-4156